令和6年度

山鹿植木広域行政事務組合 概 要

山鹿植木広域行政事務組合

目 次

I	圏域の概要	
	 1. 圏域の位置及び自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 3
П	組合概要	
	1. 組合の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2.組合の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3.施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	4. 組合規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
Ш	組合財政及び事業実績	
	1. 一般会計当初予算(令和6年度)・・・・・・・ 1	3
	2. 事業実績(令和5年度) ・・・・・・・・ 1	5

I 圏域の概要

1. 圏域の位置及び自然条件

本圏域は、熊本県の北部に位置し、東は菊池市及び合志市、北は福岡県、西は玉名郡と接し、南は熊本市北区の植木地域までを含んでいます。

総面積は、365.48kmで、これは、熊本県の総面積の4.9%に相当し、 人口は令和2年の国勢調査では、76,948人で、熊本県の総人口の約4.4 3%を占めています。

主要道路は、中心部を国道3号が南北に縦走し、九州縦貫高速道、国道208号は南部を横断しており、植木インターチェンジが設置されています。

圏域の北部、西部は山岳地帯で八方ヶ岳1,052mを最高に大小の山が連なり、東部から南部にかけて鹿本盆地が展開し菊池平野の一部を形成しています。

菊池川中流の平坦低地と菊池洪積大地に連なる植木台地に大別されます。

主な河川は、源を阿蘇外輪に発し、有明海に注ぐ1級河川菊池川が圏域の中央を貫流し、これに北部の山岳に源を発する岩野川、内田川、木野川、吉田川等、また南部台地から合志川、千田川、岩原川等が合流して鹿本平野を潤しています。

2. 圏域の人口・世帯数及び面積

(住基台帳)

区分 構成市	人 口 (人)	世 帯 数 (戸)	面 積 (km²)
山 鹿 市	48, 376	21, 930	299.67
植木町 (熊本市北区)	27, 937	12, 593	65.81
計	76, 313	34, 523	365.48

(山鹿市 R6.3.31、熊本市【植木町】R6.4.1 現在)

人口の推移

国勢調査

区分	人	П ()	()	増 減 率 (%)		
構成市	平成 22 年	平成27年	令和2年	27/22	2/27	2/22
山鹿市	55,391	52,264	49,025	$\triangle 5.65$	$\triangle 6.20$	△11.49
植木町 (熊本市北区)	29,887	29,178	27,923	$\triangle 2.37$	$\triangle 4.30$	$\triangle 6.57$
計	85,278	81,442	76,948	$\triangle 4.50$	$\triangle 5.52$	$\triangle 9.77$

[・]出典(総務省統計局「令和2年国勢調査結果」)総務省統計局ホームページより抜粋

3. 構成市の概要

山鹿市

■山鹿市役所

〒861-0592山鹿市山鹿987-3 総務課

TEL0968-43-1117 FAX0968-44-0373

○面積 299.67km²

○人口 49,025人(R2国勢調査)

○市の花 ツツジ

○市の木 きんもくせい○市の鳥 うぐいす

◆沿革

平成17年 1市4町が合併(山鹿市、 鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町)

◆文化財

<国指定重要文化財> 八千代座、方保田東原遺跡出土品

<国指定史跡> チブサン古墳・オブサン古墳 鍋田横穴群、弁慶ヶ穴古墳 方保田東原遺跡、鞠智城跡、 隈部氏館跡、岩原古墳群

<天然記念物> 菊池川のチスジノリ発生地 アイラトビカズラ

◆特産品

スイカ、メロン、茶、タケノコ、アヤスギ、 栗、菊、椎茸、イチゴ、ハウスキンカン、 山鹿和牛、菊鹿ワイン 熊本県の北部に位置し、第1級河川である菊池川流域の肥沃な土地と豊かな山林が広がる本市は、古より歴史と文化の要衝でした。

本市を縦断する国道3号線や、横断する国道325号線、443号線など、地域交通のアクセス拠点ともなっています。

東西 21.5km、南北 26.7km、総面積 229.67k ㎡で、人口約 4 万 9 千人を抱える本市は、気候は温暖であり、山鹿温泉をはじめとする豊かな温泉群にも恵まれ、また、国指定重要文化財である芝居小屋「八千代座」や和紙だけで作られる「山鹿灯籠」(国指定伝統的工芸品)をはじめとし、大和朝廷が築いた「鞠智城」(国指定史跡)など貴重な文化財を多く有しています。





山鹿市章

植木町(熊本市北区)

■熊本市北区役所

〒861-0195熊本市北区植木町岩野238-1

TEL096-272-1111

FAX096-272-6912

○面積 65.81km

〇人口 27,923人(R2国勢調査)

○市の花 肥後ツバキ

○市の木 イチョウ

○市の鳥 シジュウカラ

◆沿革

昭和30年 1町6村が合併

(植木町、山東村、桜井村、菱形村、

田原村、山本村、吉松村)

昭和44年 田底村を編入

昭和59年 鹿央町の一部と境界変更

平成22年 熊本市に編入合併

平成24年 熊本市の政令指定都市移行に伴い行政区

を設置

◆文化財

<国指定史跡>

西南戦争遺跡

<県指定文化財等>

滋恩寺経塚古墳、七本官軍墓地

木造及び銅像懸仏一括及び木造獅子頭一頭

円台寺磨崖仏群、滴水のイチョウ

円台寺石造笠塔婆、船底五輪塔付板碑

◆特産品

スイカ、メロン、ハウスミカン、養豚など

熊本県の西北部、熊本市の中心から北へ12km、古くから交通の要衝として発展しました。現在もJR 鹿児島本線の植木・田原坂の2駅と九州自動車道植木ICがあるほか、国道3号線、208号線も走り、県北の玄関口としての役割を担っています。

豊かな自然に恵まれ、東西 8km、南北 15 km、総面積 65.81k ㎡で人口約2万8千人、熊本市のベッドタウン 的要素を持つ都市近郊型の町です。

第一次産業から第三次産業までの就業人口や生産 額はほぼ均衡がとれ、商業、工業も活気があり、町の基 幹産業として農業も野菜、米の生産やスイカ・メロン などの施設園芸や畜産も盛んです。





熊本市章

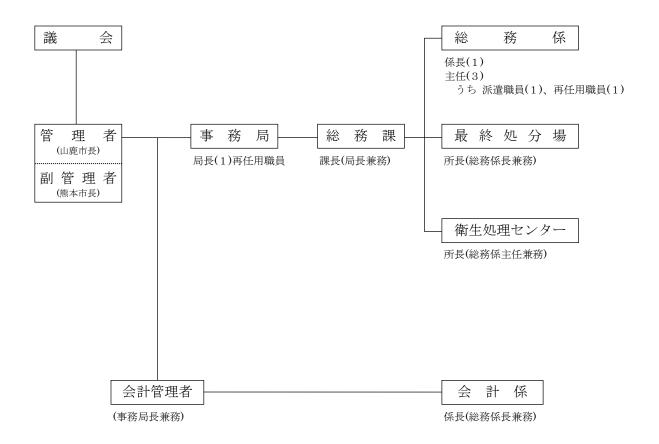
Ⅱ 組合概要

1. 組合の歩み

_	• //		
	昭和 46 年	4月	山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町・植木町の1市5町を以って広域市町村圏
			協議会を設立。同年度に広域市町村圏を設定(山鹿市役所内)
	昭和 47 年	4月	山鹿鹿本広域行政事務組合を設置(ごみ処理事務)
	昭和 48 年	4月	消防事務の追加(規約変更)
		"	広域消防本部(署)を元山鹿市消防本部内に設置、業務開始
		6月	消防植木分署仮庁舎にて業務開始
		11月	清掃センター新築落成 25t/8H×2基
	昭和 49 年	4月	消防本部(署)、植木分署庁舎新築完成
		11月	消防東分駐所、鹿北出張所、鹿央出張所新築完成、業務開始
	昭和 50 年	3月	火葬事務の追加(規約変更) ※植木町を除く(複合的一部事務組合)
		"	理事会制の導入
		"	広域市町村圏協議会解散
		11月	広域市町村圏計画策定事務の追加(規約変更)
	昭和 51 年	4月	事務局を消防本部庁舎内に移転
	昭和 53 年	1月	薄尾斎場新築完成 火葬炉3基 汚物炉1基
		7月	職員研修事務の追加(規約変更)
		11月	し尿処理事務の追加(規約変更)
	昭和 55 年	3月	山鹿衛生処理センター完成 50k1/日
		4月	鹿本郡衛生施設組合を吸収合併(植木衛生処理センター)36kl/日
	昭和60年	3月	埋立処分場完成 埋立容量217, 100m³
	昭和61年	4月	消防鹿北出張所庁舎増築完成
	昭和62年	1月	植木衛生処理センター閉所
		10月	消防鹿央出張所移転新築完成
	昭和63年	12月	消防訓練塔完成
	平成 2年	12月	ふるさと市町村圏の指定を受ける
	平成 3年	2月	ふるさと市町村圏事務の追加(規約変更)
	平成 4年	3月	クリーンセンター完成 40t/16H×2基
	平成 7年	4月	消防鹿央出張所閉所
	平成 8年	3月	薄尾斎場新築完成 火葬炉(大型)4基
	平成 12 年	3月	第二期埋立処分場完成 埋立容量242,020m³
		"	山鹿衛生処理センター基幹改良工事完了
		4月	山鹿衛生処理センター能力変更(50k1/日 → 92k1/日)
	平成 13 年	3 月	植木消防庁舎新築完成
	平成 14 年	3月	山鹿衛生処理センター改良工事完了
		12月	クリーンセンター能力変更(40t/16H×2基 → 60t/24H×2基)
	平成 15 年	3月	リサイクルプラザ新築完成 30t/日
		3 月	クリーンセンター/ダイオキシン対策工事完了
	平成 16 年	4月	火薬類取締法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に
			関する法律に基づく事務の追加(規約変更)

平成 17 年	1月	構成市町(山鹿市外4町)の合併により山鹿植木広域行政事務組合に名称変更 (規約変更)
	"	火葬事務の廃止(山鹿市へ事務移管)及び職員研修事務の廃止(規約変更)
	"	理事会制を廃止し、管理者を置く(規約変更)
平成 19 年	4月	地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を置く(規約変更)
平成 19 年	8月	山鹿植木広域消防本部•山鹿消防署庁舎新築移転
	"	高機能消防指令システム(Ⅱ型)導入
平成 22 年	3月	植木町の熊本市編入合併に伴い、熊本市の加入(規約変更)
	"	広域市町村圏計画策定事務の廃止及びふるさと市町村圏事務の廃止(規約変更)
		※山鹿鹿本広域市町村圏の廃止
平成 23 年	4月	ごみ・し尿処理事務の経費の支弁の方法を「処理量割」に変更(規約変更)
平成 24 年	4月	熊本市が政令指定都市に移行(熊本市北区植木町となる)
平成 26 年	9月	熊本市北区植木町と菊池市との一部境界変更(規約変更)
平成 27 年	3月	消防事務の廃止及び火薬類取締法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保
		及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の廃止(規約変更)
平成 31 年	3 月	クリーンセンター閉所
令和 4年	3月	リサイクルプラザ閉所

2. 組合の組織(令和6年4月1日)

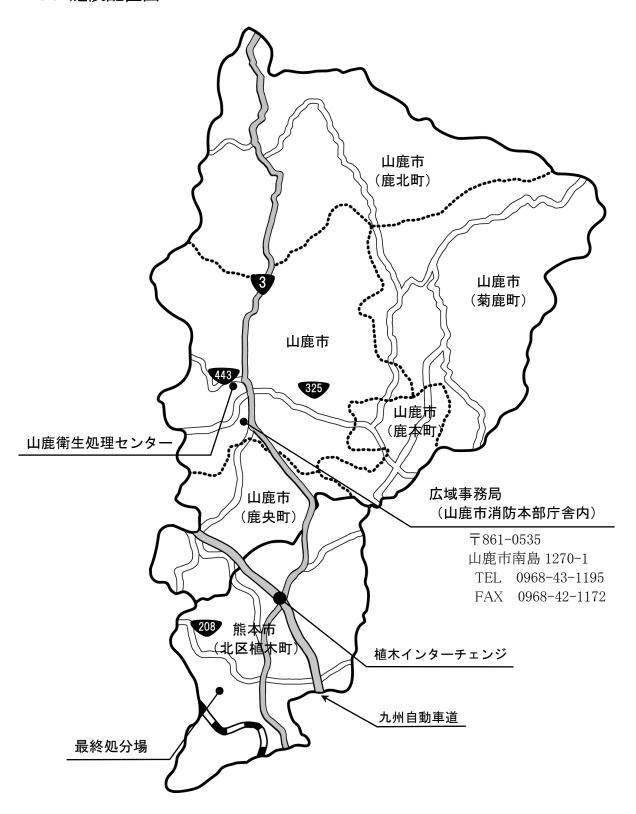


議会	議員定数10名
山鹿市	6名
熊本市	4名

監査	委員定数2名
公平委員会	熊本県に委託

	職員定数	職員実数
事務局	8名	5名 (派遣 1) (再任用 2)

3. 施設配置図



4. 山鹿植木広域行政事務組合規約

田和 50 年 3 月 29 日 熊本県指令地第 218 号

改正 昭和50年11月19日熊本県指令地 第 47 号 昭和51年10月29日熊本県指令地 第 38 号 昭和53年11月14日熊本県指令地 昭和53年 7月 5日熊本県指令地 第 12号 第 24 号 昭和55年 4月 1日熊本県指令地 第 1号 平成 3年 2月 6日能本県指令地 第 25号 平成16年2月9日熊本県指令市町村 第32号 平成 16 年 12 月 14 日熊本県指令市町村 平成17年 1月 5日熊本県指令市町村 第 36号 平成19年 3月30日熊本県指令市町村 第 45号 平成19年 8月21日山広 第 297 号 平成22年 1月14日熊本県指令市町村 第 20号 平成22年 1月28日熊本県指令市町村 第 22号 平成23年 1月 4日山広 第462号 平成26年8月26日熊本県指令市町村行第3号 平成26年11月14日熊本県指令市町村行 第 5号 令和 4年 2月 14日熊本県指令市町村 第 8号 令和 6年 5月14日熊本県指令市町村

山鹿鹿本広域行政事務組合規約(昭和 47 年 4 月 19 日熊本県指令地第 3 号)の全部 を次のように改正する。

(組合の設置及び名称)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づき、山鹿植木広域行政事務組合(以下「組合」という。)を設置する。

(組合を組織する地方公共団体)

- 第2条 組合は、山鹿市及び熊本市(以下「関係市」という。)をもって組織する。 (共同処理する事務)
- 第3条 組合は、一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理 する。ただし、熊本市については合併前の植木町の区域(境界変更によって他の市町 村へ編入される区域を除き、境界変更によって他の市町村から熊本市へ編入される区 域を含む。以下同じ。)に係る事務に限る。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、山鹿市南島1270番地1に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

- 第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員(以下「組合議員」という。) の定数は、10人とし、関係市の定数は、山鹿市6人、熊本市4人とする。
- 2 前項の組合議員は、関係市の議会議員のうちから当該市の議会においてこれを選挙 する。

(議員の任期等)

- 第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員として在任する期間とする。
- 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市は直ちに補充しなければ ならない。

(管理者及び副管理者)

- 第7条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。
- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市の長として在任する期間とする。
- 4 管理者は、組合を統括し、これを代表する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会計管理者)

- 第8条 組合に会計管理者1人を置く。
- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。 (職員)
- 第9条 組合に職員を置く。
- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

- 第10条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者の うちからそれぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員として在任する期間とし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあっては4年とする。ただし、関係市の監査委員のうちから選任された者にあっては当該市の監査委員として在任する期間とする。

(経費の支弁の方法)

- 第11条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、関係市の負担金、地方債及びその 他の収入をもって充てる。
- 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。

附則

- 1 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、熊本県知事の許可が昭和 50年4月2日以降となったときは、その許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、第3条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したごみ処理施設及び し尿処理施設の処分に関する事務を共同処理する。

附 則 (昭和50年11月19日熊本県指令地第47号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 10 月 29 日熊本県指令地第 38 号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和53年7月5日熊本県指令地第12号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和53年11月14日熊本県指令地第24号)

この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日熊本県指令地第1号)

- 1 この規約は、熊本県知事の許可の日から施行する。
- 2 組合は、昭和55年3月31日をもって解散する鹿本郡衛生施設組合のし尿処理施設 の設置及び管理運営に関する事務(収集運搬に関する事務及び北部町に係る事務を除 く。)を承継する。
- 3 組合が、鹿本郡衛生施設組合より承継した財産(以下「承継財産」という。)を処分 する等の必要が生じた場合は、北部町と協議する。
- 4 承継財産を処分する場合において、旧鹿本郡衛生施設組合構成団体(以下「旧構成団体」という。)は、次の割合による処分益の配分を受ける。

鹿北町 11.0% 菊鹿町 15.3% 鹿本町 14.5%

鹿央町 10.1% 植木町 34.4% 北部町 14.7%

附 則(平成3年2月6日熊本県指令地第25号)

この規約は、熊本県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成16年2月9日熊本県指令市町村第32号)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月14日熊本県指令市町村第30号)

この規約は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成17年1月5日熊本県指令市町村第36号)

この規約は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成19年3月30日熊本県指令市町村第45号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19年8月21日山広第297号届出)

この規約は、平成19年8月21日から施行する。

附 則 (平成 22 年 1 月 14 日熊本県指令市町村第 20 号)

この規約は、平成22年3月19日から施行する。

附 則(平成22年1月28日熊本県指令市町村第22号)

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年1月4日山広第462号届出)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月26日熊本県指令市町村行第3号)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定に基づく熊本市と菊池市との境界変更に関する総務大臣の告示の効力発生の日から施行する。

附 則(平成26年11月14日熊本県指令市町村行第5号)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月14日熊本県指令市町村第8号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月14日熊本県指令市町村第1号) (施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。 (し尿処理施設の廃止に伴う経過措置)
- 2 この規約の施行の目前にし尿処理施設に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の処理については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

経費の種類	負担金の基準
一般廃棄物の最終処分場の設置及び 管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 100%
一般管理事務に要する経費	人口割 100%
その他の経費	その都度、関係市の協議の上、管理者が定めることができる。

備考 人口及び処理量については関係市の協議の上、管理者が定める。ただし、熊本 市については、合併前の植木町の区域に係るものに限る。

Ⅲ 組合財政及び事業実績

1. 一般会計当初予算(令和6年度)

歳 入 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	283,849	235,192	48,657
2 使用料及び手数料	6	6	0
3 財産収入	74	73	1
4 繰入金	39,460	0	39,460
5 繰越金	5,800	5,840	$\triangle 40$
6 諸収入	78	57	21
歳入合計	329,267	241,168	88,099

歳 出 (単位:千円)

				本年度予算額の財源内訳			
款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
1 議 会 費	2,331	550	1,781				2,331
2 総務費	43,849	42,881	968			54	43,795
3 衛生費	273,675	190,443	83,232			39,564	234,111
4 公債費	4,412	2,294	2,118				4,412
5 予 備 費	5,000	5,000	0				5,000
	329,267	241,168	88,099			39,618	289,649

構成市負担金 (単位:千円)

構	成	市	総務費等負担金	埋立処分場 負 担 金	山鹿し尿処理施設 負 担 金	リサイクルプラザ 閉鎖・解体 負 担 金	公 債 費 負 担 金	合 計
Щ	鹿	市	29,387	94,737	26,500	0	0	150,624
熊	本	市	16,739	58,584	51,098	2,392	4,412	133,225
合		計	46,126	153,321	77,598	2,392	4,412	283,849

基金運用状況

令和6年4月1日現在

基金名	内 訳	基金残高	備 考
	最終処分場	60, 574 千円	
一般廃棄物処理 施設建設等基金	リサイクルプラザ	109,012 千円	熊本第一信用金庫 大口定期 1 年 利率 0.025%
	山鹿衛生処理センター	91,868 千円	
合	計	261, 454 千円	

公債費残高状況

令和5年度末現在

	借入額	償還残高	完済予定日	備考
クリーンセンター解体 (調査・設計業務)	3,500 千円	2,100 千円	R12. 3. 25	
クリーンセンター解体 (解体工事 R2 年度分)	15,000 千円	13, 126 千円	R13. 2. 20	
クリーンセンター解体 (解体工事 R3 年度分)	17,000 千円	17,000 千円	R14. 2. 20	

2. 事業実績(令和5年度)

不燃物処理業務

施 設 名 最終処分場

所 在 地 熊本市北区植木町轟 2582-6

電 話 番 号 096-272-6339

敷地面積 94,650.78 m²

建 設 年 度 平成 9~1 1 年度 供 用 開 始 平成 1 2 年 4 月

処理能力 埋立面積 23,280 m²

埋立容量 242,020 m³

埋立方法 サンドイッチ (セル併用) 方式

配置職員 (総務係長兼務)、委託職員4名

処理実績

令和5年度

		年間	最高搬入月 (12月)	最低搬入月 (2月)
処	理量 (t)	3,178	382	170
搬	入日数 (日)	235	20	19
1	日当たり搬入量(t)	13.5	19.1	8.9
覆	土量 (m³)	805	0	467
搬	水 処 理 施 設 脱水汚泥 (t)	11	1	1
出出	可燃性残渣(t)	2	0	0
	有価物 (t)	1	0	0

処理経費

(単位:千円)

		年度		令和 5 年度	令和4年度	対前年度比
区分	<u> </u>		_	決 算 額	決 算 額	増 減 額
	J		_	以 并 収		PH 1/9A 14R
人	<u> </u>	‡	費	0	4,537	$\triangle 4{,}537$
物	<u> </u>	‡	費	55,490	47,539	7,951
維	持補	# 修	費	15,260	8,136	7,124
補	助	費	等	3,177	3,209	$\triangle 32$
積	<u>7</u>	Ī.	金	2,431	2,017	414
	前口	+		76,358	65,438	10,920
公	債	ŧ	費	0	0	0
合			計	76,358	65,438	10,920

(注) 各表中の数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数処理された数値となっている。

不燃物処理の推移

(単位: t)

年度	年	F 度 5	}I]	片	1 較増源	犮	
構成市	3年度	4年度	5年度	R3→R4	R4→R5	R3→R5	
山鹿市	2,141	2,282	1,917	141	$\triangle 365$	riangle 224	
植木町 (熊本市北区)	1,345	1,240	1,261	$\triangle 105$	21	△84	
小 計	3,486	3,522	3,178	36	$\triangle 344$	△308	
組合	53	0	0	$\triangle 53$	0	$\triangle 53$	
合 計	3,539	3,522	3,178	$\triangle 17$	$\triangle 344$	△361	

[※] 構成市の搬入量には焼却灰を含む。

残余容量 109,645 m³ (埋立率54.7%) 令和6年3月21日計測

浸出水処理施設

処理方法:カルシウム凝集沈殿+回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+減菌+放流

処理能力:130kl/日

令和5年度中

1 t 当たり処理経費 24,027円 (18,580円)

※() 内は前年度額

し尿処理業務

施 設 名 山鹿衛生処理センター

所 在 地 山鹿市山鹿2055番地

電 話 番 号 0968-43-1195

敷地面積 4,504. 31 m²

建 設 年 度 昭和53~54年度(平成11年度基幹改良)

供用開始 昭和55年4月

処理能力 92kl/日

配置職員 (総務係主任兼務)、委託職員4名

処理実績

令和5年度

	年間	最高搬入月 (3月)	最低搬入月 (8月)
処 理 量 (kl)	24,028	2,477	1,749
搬入日数(日)	269	22	23
1日当たり搬入量(kl)	89.3	112.6	76.0
脱水汚泥(t)	681	57	59
し 渣 (t)	12	1	1

処理経費

(単位:千円)

区分	}	年	度 //	令和5年度 決 算 額	令和4年度 決 算 額	対前年度比 増 減 額
人	件		費	0	0	0
物	件		費	67,599	73,675	$\triangle 6,076$
維	持補	修	費	24,453	27,863	△3,410
補	助	費	等	208	211	$\triangle 3$
積	<u>1</u>		金	7,088	25	7,063
	計			99,348	101,774	$\triangle 2,426$
公	債		費	0	0	0
合			計	99,348	101,774	$\triangle 2,426$

(注) 各表中の数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数処理された数値となっている。

し尿処理の推移

(単位: kl)

年度	年	度度	别	比較増減			
構成市	3年度	4年度	5年度	R3→R4	R4→R5	R3→R5	
山鹿市	8,035	8,243	7,855	208	△388	△180	
植木町 (熊本市北区)	16,215	16,229	16,173	14	riangle 56	$\triangle 42$	
計	24,250	24,472	24,028	222	△444	riangle 222	

令和5年度中

1 kl 当たり処理経費 4, 135円 (4, 159円)

※() 内は前年度額

リサイクルプラザ閉鎖・解体事業

施 設 名 リサイクルプラザ

所 在 地 熊本市北区植木町轟 2 5 8 2 - 4

敷地面積 12,919.⁹² m²

廃止年月日 令和4年3月31日

事業経費(令和5年度)

(単位:千円)

区分	_	F度	/	令和5年度 決 算 額	令和4年度 決 算 額	対前年度比 増 減 額
人	件	j	費	0	0	0
物	件	3	費	1,812	2,160	△348
維	持 補	修	費	0	0	0
補	助	費	等	193	193	0
積	立	3	金	1,133	32	1,101
	計			3,138	2,385	753
公	債	j	費	0	0	0
合		į	計	3,138	2,385	753

(注) 各表中の数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数処理された数値となっている。